

第 1 章

立地適正化計画の区域及び計画期間

第1章 立地適正化計画の区域 及び計画期間

ポイント

- 都市計画区域を立地適正化計画の対象区域とします。
- 計画の期間は概ね20年後の2040（令和22）年までとします。

1 計画対象区域

立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされています。

そこで、以下に示す本市の都市計画区域を本計画の対象区域とします。

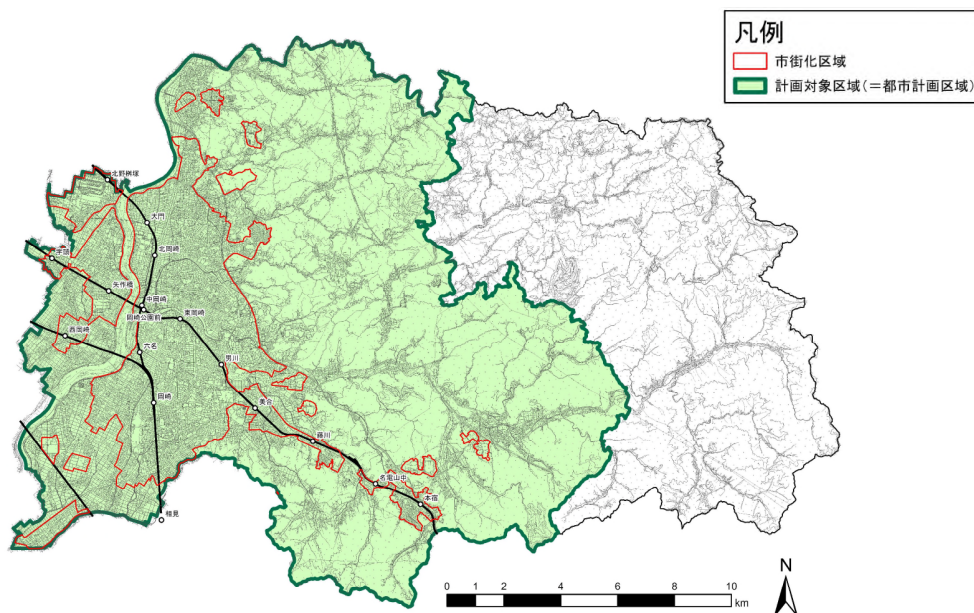


図 計画対象区域

2 計画期間と計画の見直し

本計画は、概ね20年+ α 先の都市構造を展望しつつ策定を行うものとし、2018（平成30）年度より20年後の直近の国勢調査実施年度と整合させた2040（令和22）年度までを本計画の計画期間とします。

また、策定から概ね5年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて、本計画の見直しを行うものとします。